

平成十八年五月十九日受領
答弁第一二五二号

内閣衆質一六四第二五二号

平成十八年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道に係る研修（以下「本件研修」という。）は、陸上自衛隊が平成十七年三月二十一日から同月二十五日までの間実施したものであり、本件研修においては、これに参加した自衛隊員が、沖縄県のキャンプ・ハンセンにおいて、同県に駐留するアメリカ合衆国海兵隊の第三海兵機動展開部隊による部隊防護の訓練の見学等を行った。

二について

本件研修には陸上自衛隊の北部方面隊、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、幹部候補生学校、富士学校、施設学校、通信学校、小平学校及び化学学校から二十一名の自衛隊員が参加し、第三海兵機動展開部隊が訓練の内容に応じて数名から十数名の隊員により実施していた格闘訓練や射撃訓練の見学等を行い、その際、第三海兵機動展開部隊の数名の隊員から説明を受けた。

本件研修は、陸上自衛隊の教育訓練の充実並びに自衛隊員の知識及び技能の向上に資するものであったと考えている。

三について

本件研修の目的は、第三海兵機動展開部隊が実施している部隊防護の訓練について陸上自衛隊の自衛隊員に研修させ、陸上自衛隊の教育訓練の充実並びに自衛隊員の知識及び技能の向上を図るといものである。

四について

本件研修は、陸上自衛隊の教育訓練の充実並びに自衛隊員の知識及び技能の向上に資するものであったと考えており、平成十八年度においては、同様の研修を一回実施することを計画しているところである。

五について

本件研修は、御指摘のように「秘密裏」に実施したのではなく、今後も、同様の研修について「秘密裏」に実施することは考えていない。